

道路位置指定について

事前協議

道路の位置の指定を受ける場合は、指定道路の築造の前（既存の道の指定の場合は道路位置指定申請の前）に道路位置指定事前協議書を2通（正・副）提出して下さい。

添付書類（事前協議）

1. 付近見取図（位置図）
2. 公図の写し（字図）
3. 平面図
4. 計画敷地の区画割図
5. 排水計画図
6. その他の図書

※指定道路の築造工事は、事前協議完了通知を受けた後に着手して下さい。

指定申請

道路の位置の指定申請は、指定道路の築造工事完了の後に道路位置指定申請書（様式第7号）を2通（正・副）提出し、審査・現地検査を受け技術基準に適合すると認めるときは、指定・告示を行います。

添付書類（指定申請）

1. 付近見取図（位置図）
2. 公図の写し（字図）
3. 平面図
4. 計画敷地の区画割図
5. 道路横断面図
6. 道路縦断面図
7. 排水計画図
8. 求積図（地積測量図）
9. 法定外公共物加工承諾書（許可書）
10. 道路位置指定承諾書（様式第8号）
11. 土地登記簿謄本（道路部分を分筆のうえ地目を公衆用道路としたもの）
12. 印鑑登録証明書（道路位置指定承諾書に係るもの）
13. 指定道路の完成写真
14. その他の図書

※手続き等の詳細は、『下関市における道路位置指定の取り扱い』を参考にしてください。

※参考資料

道路位置指定事務フロー図

